



令和8年1月1日から  
**「林野火災注意報」「林野火災警報」**  
の運用を開始しました。

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災を予防するために、福知山市火災予防条例の一部を改正し「林野火災注意報」「林野火災警報」が令和8年1月1日から発令されるようになりました。

前3日間の合計降水量1mm以下 + 乾燥注意報

## 林野火災注意報の発令基準 + 強風注意報

## 「林野火災注意報」を発令

## 「林野火災警報」を発令

**発令区域** 福知山地域、三和地域、夜久野地域、大江地域の4つの地域に分け、雨量を観測し、1地域でも、発令の基準に達すれば、福知山市全域に「林野火災注意報」または「林野火災警報」を発令します。  
また、発令時に降雨の少ない地域に対して「火の使用的の制限」の努力義務または義務が課せられます。

**「火の使用の制限」が努力義務になります。  
屋外での火の取り扱いを控えて下さい！！**

「火の使用の制限」が義務になります。

※従わなかつた場合、30万円以下の罰金または拘禁に処されることがあります。（消防法第44条）

## 「火の使用の制限」の 対象となる行為



花火

# たき火

キャンプファイバー



## 該当しない行為

## バーベキュー台、七輪、ガス器具



※火の粉が飛散しない形態の製品等を使用方法に従い使用する場合



発令時は、福知山市消防本部ホームページ、京都府防災・防犯情報メールなどでお知らせします。



発令時は、福知山市消防本部ホームページ、京都府防災・防犯情報メール、に加え、防災行政無線、福知山市防災アプリ、車両広報等を行います。

## 【お問い合わせ】

福知山消防署予防課

TEL 0773-23-5119

FAX 0773-22-1119

林野火災予防のために、ご理解とご協力を  
お願いします！！

